

## 輪島支局における供託事務・遺言書保管事務について

令和6年1月29日現在

### 供託事務

輪島支局において取扱いを行っていますが、事務処理に時間が掛かる場合がありますので、あらかじめ御了承願います。

供託の申請は、オンラインで申請することができます。詳しくは法務省ウェブサイト (<https://www.moj.go.jp/MINJI/minji67.html>) を御覧ください。

なお、御相談、お問合せは金沢地方法務局供託課（076-292-7832）までお願いします。

### 遺言書保管事務

輪島支局における取扱いは、令和6年2月1日から当面の間、火曜日及び木曜日の取扱いとなります。

住所等の変更の届出、遺言書保管事実証明書の請求、遺言書情報証明書の請求、モニターによる遺言書の閲覧請求については、金沢地方法務局供託課（金沢市）、小松支局、七尾支局においても取り扱っています（住所等の変更の届出、遺言書保管事実証明書の請求、遺言書情報証明書の請求については郵送による手続も可能です。）。

なお、御相談、お問合せは金沢地方法務局供託課（076-292-7846）までお願いします。